

狩猟免許試験及び狩猟免許更新検査の申請に 必要な医師の診断書について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第2項の規定により、狩猟免許試験又は狩猟免許更新検査の申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号まで（下記の1から3までに係る事項）に該当するかどうかについての医師の診断書が必要になります。

- 1 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として、下記の（1）から（4）までにかかっている者
 - （1）統合失調症
 - （2）そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - （3）てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - （4）上記に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（2に該当する者を除く。）

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者、ではないものと診断します。

年 月 日

所在地

病院名

医 師